

# 渋谷パソねっと (SPN) 会則

(2001年12月8日制定)

2003年3月21日改定	2012年4月28日改定
2004年1月24日改定	2015年4月25日改定
2005年4月9日改定	2017年4月20日改定
2006年2月4日改定	<u>2019年4月20日改定</u>
2008年6月14日改定	

## 第1条 (名称)

- (1) 本団体の名称は「渋谷パソねっと」とする。
- (2) 英文では、「Shibuya PasoNet」とする。
- (3) 略称は「SPN」とし、以下、「SPN」という。

## 第2条 (目的)

- (1) SPNは、会員の自発的なボランティア精神に基づく非営利団体である。(SPNのボランティアとは原則無償ボランティアとする。)
- (2) 特定の政治・思想・宗教に偏らず、主に高齢者及び障害者の情報バリアフリーに貢献及び地域貢献等を行うことを目的とする。
- (3) 第1項の「ボランティア」とは、金銭に関しては、無償の活動を言う。ただし、交通費、食事代等費用弁償程度の支給がなされる場合は、有償とみなさない。

## 第3条 (本部所在地)

SPNの本部は、次の場所におく。

〒151-0066 東京都渋谷区西原1-4 0-10

総合ケアコミュニティ・せせらぎ内「渋谷パソねっと」

## 第4条 (活動)

SPNは、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) パソコン関連に対する啓蒙活動
- (2) パソコン関連の情報機器の導入及び支援
- (3) 講習会の開催及びその支援
- (4) ホームページ、メールを通じての情報提供
- (5) 他のボランティア団体等との交流

## 第5条 (会員)

第2条の目的に賛同し、役員の過半数及び代表が承認し、入会手続きを完了したものを会員とする。

## 第6条 (役員)

SPNに下記の役員をおく。

- (1) 代表 (1名)  
SPNを代表し、統括する。
- (2) 副代表 (若干名)  
代表を補佐する。代表が執務困難なときには、代行する。

- (3) 会計（1名以上）  
金銭の管理、費用の支払い等を行う。
- (4) 会計監査（1名以上）  
会計監査を行う。
- (5) 相談役（SPNの代表経験者の中から選任する）  
会の発展・育成のための助言を行う。

#### 第7条（役員を選任）

- (1) 役員は、原則として前年度期末の役員会で選出し、総会により承認する。
- (2) 役員に欠員が出たときの補充役員は、役員会で選出し、第9条に拘わらずメーリングリスト・「調整さん等スケジュール調整ツール」を利用した在籍会員の過半数の賛成によって、承認することができる

#### 第8条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補充役員の任期は、前任者の残存期間とする。

#### 第9条（会議）

SPNの会議は総会及び役員会とする。

##### （総会）

##### (1) 出席者

会員全員が出席する。会員の半数以上（委任状を含む）で成立し、総会での決定は出席者（委任状を含む）の過半数で成立する。

##### (2) 開催

総会は、期末の役員会で翌期の日程を決める。臨時総会は役員が必要な都度決めて会員を招集できる。

##### (3) 議題

以下の事項を議題とする。

- ① 活動計画及び予算・決算に関する事項
- ② 会則・細則の制定・改廃に関する事項
- ③ 役員を選任に関する承認事項
- ④ その他、代表もしくは役員会が必要と認めた事項

##### （役員会）

- (1) 役員会は代表が随時招集することができる。
- (2) 役員会は代表・副代表・会計・会計監査・相談役で構成される。
- (3) 役員会は役員の半数以上（委任状を含む）で成立し、役員会の決定は出席者（委任状を含む）の過半数で成立する。

##### (4) 議題

以下の事項を議題とする。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会を招集するいとまのない事項
- ③ その他総会の決議を要しない運営に関する事項

#### 第 10 条（役員解任）

総会にて審議し次の各号のいずれかに該当すると認定したときは、役員を解任することができる。

- (1) 職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 役員にふさわしくない行為があると認められるとき。

#### 第 11 条（退会）

退会願いが提出された時点で退会とする。会費の返還は行わない。

#### 第 12 条（罰則）

- (1) 会員が SPN の名誉を傷つけ、または SPN の目的、会則、細則に違反する行為があったとき役員会に諮る。
- (2) 罰則は次の 3 段階とする。
  - ① 厳重注意
  - ② 活動停止
  - ③ 退会勧告、または除名処分

#### 第 13 条（活動支援寄付金及び使途）

- (1) 第 4 条に定める活動において、支援を受ける方に寄付金をお願いする。
- (2) この寄付金は、同条の活動に伴って発生する費用（資料のコピー及び交通費等）に充当する。ただし、支援を受ける方にこの寄付金を強要するものではなく、また寄付の有無によって支援内容は変わらないものとする。
- (3) 活動支援寄付金はすべて SPN に帰属する。会員に帰属することは、一切ない。
- (4) 会員が、支援先から源泉徴収済の金額を現金または口座振り込みにより受領した場合は、遅滞なくその源泉徴収後の金額を SPN に入金するものとする。なお、確定申告による還付金相当額は、入金することを要しない。

#### 第 14 条（解散）

- (1) 総会の議決に基づいて解散する場合は、第 9 条の規定にかかわらず、在籍会員の過半数の同意を得なければならない。
- (2) 解散のとき存する残余財産は、社会福祉法人渋谷区社会福祉協議会に寄付するものとする。

#### 第 15 条（年度）

4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までを SPN の年度とする。

#### 第 16 条（会則の制定と改定）

本会則の制定と改定は、総会で審議し、過半数（委任状を含む）の賛成をもって発効する。

#### 付則

この会則は 2019 年 4 月 20 日から施行する。